

科学研究における健全性の向上に関する検討委員会（第4回）

議事次第

日 時：平成25年12月17日（火） 15：30～17：00

会 場：日本学術会議 大会議室（2階）

議 題：1）提言（案）について
2）その他

資 料：

資料1 前回議事要旨（案）

資料2 提言（案）

科学研究における健全性の向上に関する検討委員会（第 3 回）議事要旨

日 時：平成 25 年 11 月 22 日（金）15：30～17：30

場 所：日本学術会議 大会議室

議 題：1）提言（案）について

2）その他

出席者：

<委員>

大西隆委員長、小林良彰副委員長、家泰弘幹事、佐藤学委員、大沢真理委員、
後藤弘子委員、山本正幸委員、生源寺眞一委員、須田年生委員、長野哲雄委員、
荒川泰彦委員、巽和行委員、相原博昭委員

<説明者>

文部科学省 科学技術・学術政策局人材政策課人材政策推進室 和田勝行室長
文部科学省 研究振興局振興企画課競争的資金調整室 齊藤康志室長

冒頭、大西委員長から資料に関する説明と前回議事要旨の確認が行われ、今回の審議事項の紹介があった。

【議題 1】提言（案）について

提言（案）草稿の取りまとめを行った小林副委員長より暫定版の提言（案）について内容の説明があり、その後意見交換が行われた。

説明の概要

（説明者）小林副委員長

- 提言案では、研究不正の事前防止策として、これまでも行ってきた科学者の行動規範の普及啓発活動の徹底に加え、研究倫理の研修プログラムを提言している。日本の文化を踏まえ、かつそれぞれの学術分野に応じた研修プログラムを開発して **e-Learning** 形式で研究倫理研修を行い、大学入学時、学位取得時、さらに言えば研究者になった後も定期的に免許更新の如く研修を受講するなどの措置を検討すべきとしている。加えて、研究費の申請時又は採択時又は資金配分時に研修受講の証明を求めること、競争的資金で雇用される人にも研修の受講を求めることが必要。独自に研修プログラムを作れない大学があることから、研究者倫理 のプログラムのひな形が必要であり、それを活用してもらう形で大学における研修受講の必修化を求めていってはどうかと考えている。また、取引業者に誓約書へのサインを求めること、組織・研究機関等においてきちんと行動規範の責任者や総括管理者を置くこと、そしてそれをモニタリングする組織について検討することを提言案に含めている。さらに、各大学等で研修プログラムによる行動規範教育がどの程度効果的に行われているのかについて、調査し公表する必要があることを提言案に記載した。捏造・改ざんの検証を事後的に可能にするためにも研究データの保存及び公開が必要である。

- 事後対応としては、不正事案が発生した当該研究機関に外部有識者を含む第三者委員会を遅滞なく速やかに設置し、対処することを記載している。学術会議にはあらゆる学術分野の会員がいるので、利害関係のない会員を外部有識者として当該機関の第三者委員会に派遣することもあるかと思う。また、研究機関に公益通報を受け付ける組織を設置し、通報者の保護とともに、公益通報を促進する策として、取引業者が通報した場合に取引停止期間の軽減を行うなどの措置も必要であると記載した。長期間にわたって問題が解決しない場合は、研究者コミュニティに第三者機関を設置し、調査及び必要に応じて助言や勧告を行うことが必要である。
- また、人権に配慮した上で、不正事案を公開し、それによって不正事案の認識を共有し新たな不正を抑止することにつなげるべきことも案に盛り込んだ。
- 御意見があれば委員会後、次回委員会開催時までには私にお寄せいただきたい。今日お示した提言案の中に、臨床試験制度検討分科会における審議結果を組み込む予定。

意見交換

- 第三者機関の役割等々について当初の原案ではもう少し踏み込んで書いていたが、ワーキンググループでも色々なご意見を頂いて、原案よりは踏み込みの緩い表現になった。御意見があればいただきたい。
- 当該研究機関が第一義的には調査をするという案については、先に第三者機関に報告されその上で当該研究機関が調査等の対応をするという体制にしないと、不正行為にきちんと対応しているかどうかについて、社会からの信頼が弱まる可能性があるのではないかと。また、不正事案の調査・措置の結果をどこが適正と判定するかということが曖昧なために、いかに調査・措置結果への信頼を獲得するかという課題が生じているのではないかと思う。
- どこが適正な調査・措置であると判定するかという問題については、例えば基幹学会などが考えられるのではないかと。学者に発表の機会を提供している基幹学会の会員資格を失うことは学者として致命的なことになり、そういう重要な立場にある基幹学会に判定をしてもらうということも一つの案として考えられる。それから、学術会議が一番関わりやすいのは学協会であろう。
- ここでは不正行為と研究費の不正使用とをまとめて扱っているが、例えばジャーナルと国の研究資金配分機関など、前者と後者では告発先が違ってくるのではないかと。もちろん告発先が重複することもあり得ると思う。
- 研究資金の配分を受けて研究している以上、研究不正と研究費の不正使用は必ずしも明確に両者を別ものであるとは捉えにくいのではないかと。
- 大学は資金配分を受けている以上、大学自身が第三者機関になることはあり得ないように思うが、その点についてはどうお考えか。
- まず、研究費の不正使用と研究不正は、研究資金配分機関から資金提供を受けて研究している以上、内容によって必要な場合を除いては、共通する部分が多い。また、大学自身が第三者機関になることはあり得ないが、ここで言わんとしているのは、大学内部の人間だけで裁定してよいのか、ということである。

もう一つは、研究機関で処理できない案件について依頼があった場合の、研究者コミュニティに置く第三者機関をどう考えるかである。

- 研究者コミュニティに、権限を持った第三者機関を設置すると、そこに何でも処理依頼がきてしまうようにも思うので、ある程度のことは大学・研究機関で処理するようにしないと実際は対応が難しいと思う。どういう案件を研究者コミュニティの第三者機関に委ねるかというところの線引きは難しい。
- 現在の大学各所においては、外部からの有識者委員を入れるということが必ずしも慣例になっていない。
- 大学・研究機関の第三者機関に外部からの有識者を入れて調査・裁定を行い、その上で研究者コミュニティの第三者機関に検証や助言を依頼するという形のほうが良いかもしれない。
- 大学の中の第三者委員会と研究者コミュニティの第三者機関とでは、前者は世間から見たら当事者と捉えられかねない第三者機関であって、後者は全く外部の第三者機関というふうに異なった意味合いの機関なので、言葉の使い分けをしたほうが良い。
- 大学・研究機関の外に設置する第三者委員会には調査権限などを与えないと機能させるのが難しいのではないか。
- 日本の科学研究の健全性を世界最高水準のものとして示せるような提言になるようにしていきたい。
- 第三者機関は誰がどういう権限で設置するのか。また、「第三者」の定義はどういうものを想定しているのか。大学・機関内の第三者委員会の場合、学内・機関内の者を委員に入れるとすればそれは第三者というよりは関係者ということになると思うが、如何か。もちろん調査しなければならないので全く門外漢の人を委員に入れるというのは考えられないと思うが、学内・機関内の関係者が含まれる第三者委員会といったときに、「第三者」とはどのような立場の人を含むのか、伺いたい。
- 研究機関外の第三者機関は研究者コミュニティが設置する。第三者の定義については、専門とする学問分野が近すぎる者、或いは当該研究機関に現に籍を置いていたり過去何年間に籍を置いていた者は利益相反関係があるということで「第三者」には当てはまらないことになるだろう。
- 研究者コミュニティに設置する第三者委員会のメンバーは、学者だけでなく、例えば法曹界の方にもメンバーになってもらうことも一つの案として考えられる。
- 大学の行った調査や処分の内容に学会がクレームを付けるということが起こり、そういった場合には裁判に発展するということが想定される。そうしたことを考えると、第三者機関となり、裁判の受け手として機能するかというと、それは制度設計上無理があると思う。何らかの公的機関が設置主体でない限り機能しないし、第三者機関になった場合にも大変なトラブルが生じるのではないか。
- 提言（案）のうち「2. 2. 2 研究不正に関する第三者機関」の節では、「外部の第三者機関」という言葉が用いられ、「2. 2. 3 研究不正事案の公開」

の節では、「国の第三者機関」という言葉が用いられているが、この用語の用い方の違いは何か。

- 調査・措置の第一義的責任を負うのはあくまで大学・研究機関であって、当該機関の調査に不足があれば指摘し改善を促す機能を担うのが機関外の第三者機関と整理することも考えられるのではないか。大学・研究機関外の第三者機関に当該機関内の第三者委員会以上の調査権限等を付与することは難しいと思う。
- 研究者コミュニティに置く第三者機関の担い手についてどう考えるかご意見を伺いたい。
- 全国で一つとするのか、地域毎に置くのかという論点がある。
- 日本学術会議に置くということは考えられないのか。学術会議として、地域に置くなり、常設の組織を置くと。たしかに調査権限の付与までは難しいかもしれないが、解決に導くための助言機能を担うなどは考えられないか。
- 最初は日本学術会議が旗振り役になって、根を張る役割を担うべきである。
- 現場の立場から言うと、当該研究機関の第三者委員会に外部委員を入れて対応するので良いのではないかと思います。実際にははっきりした判定を行うための根拠が見つかりにくいこともあり、公益通報も含めて、警察国家のように1か0の判定を行う外部の第三者機関の設置を行うよりも、研究機関の自浄作用を信じるほうが良いのではないかと。そうでないと、研究が暗いものになってしまう。
- 学会連合体が第三者機関になった場合、学会員資格の剥奪などが処分の限度であり、しっかり踏み込んだ調査が出来ない場合が想定される。そういうことになるよりは、国大協・私大協に第三者機関の役割を担ってもらえるよう検討するのもあり得るのではないかと思います。
- 学術会議に加えて国大協・私大連なども担い手として視野に入れるべき。
- 現在、それぞれの大学で内部に設けた組織で不正の調査を行っていても、社会からは不十分だと批判を受けるケースが生じている。そうした状況下であることを認識し、きちんと責任を果たしておかないと、若い世代の研究者に「暗い」研究を行わせてしまうことになる。
- きちんとした手順を踏んで調査を行ったのかなど、外部から調査内容とその結果を検証する外部の第三者機関を設けるというふうに理解している。外部の第三者機関は調査権限までは持てないと思う。
- 何か問題があった時に、利害関係のない外部委員を半数程入れるとか委員構成に配慮した大学内第三者委員会を設置してそこでしっかり調査を行うことであると思う。節2. 2. 1で大学・研究機関に置く第三者委員会の委員構成をきちんと書くべき。また、当該機関外の第三者機関がどういう役割を果たすものかというイメージがわかりづらく、どこに設置すべきというところまで想定しかねる。
- 日本学術会議が外部の第三者機関となることは実質的に難しく、引き続き慎重な検討を要するという記載にしてはどうか。

【議題2】文部科学省からの報告及び意見交換

(説明者) 文部科学省 科学技術・学術政策局人材政策課人材政策推進室 和田勝行室長

- 文部科学省においては、本年 9 月末に公表した、「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」の中間取りまとめに基づき、平成 18 年度に策定した「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直しや運用改善を図ることとしており、11 月 20 日に「『研究活動の不正行為への対応のガイドライン』の見直し・運用改善等に関する協力者会議」(以下「協力者会議」という。)を設置し、第 1 回目の会議を開催したところ。
- 協力者会議では、ガイドラインの見直しや運用改善について検討するとともに、その他、国や各大学・研究機関の研究活動における不正行為への対応の在り方についても、倫理教育の在り方を中心に御議論いただくこととしている。
- 特に、ガイドラインの見直しや運用改善に当たっては、各大学・研究機関の研究活動における不正行為の防止に向けた取組の実情を踏まえつつ、その実効性を高める観点から、
 - ・中間取りまとめで示された方向性や各機関における不正行為への対応に係る課題等も踏まえた、内容の具体化や補完
 - ・研究者及び研究担当部局の職員などの関係者に対する効果的な周知
 - ・見直し案の決定後、各機関におけるガイドラインに基づく体制整備の状況等を把握するための定期的な調査の実施を行うことが重要であるとの認識の下、今後協力者会議において検討を進めていく予定である。なお、具体的な検討に当たっては、日本学術会議とも十分に連携を図り、御意見を伺いながら進めてまいりたい。
- 協力者会議については、今年度中に全 4 回程度開催する予定である。年明けにも、協力者会議において審議のまとめをお示しいただき、これを踏まえ、文部科学省においてガイドラインの見直し案を取りまとめ、パブリック・コメントを行った上で、文部科学大臣が当該見直し案を決定する予定である。なお、見直し後のガイドラインについては、平成 26 年 4 月 1 日から施行する予定である。

(説明者) 文部科学省 研究振興局振興企画課競争的資金調整室 齊藤康志室長

- 研究費の不正使用に関するガイドラインについても、タスクフォースの中間取りまとめを踏まえて改正を行うべく、現行のガイドラインとの整合性や実現可能性を考慮しつつ、「公的研究費の適正な管理に関する有識者会議」において検討してきたところ。今後は、12 月中にも改正案のパブリックコメントを行い、それを踏まえた審議を経て、文部科学大臣が決定する予定である。こちらのガイドラインについても、来年度 4 月からの施行を予定している。

意見交換

- (問 1) 国に第三者的監視組織を設置することについての検討状況はどうなっているか。

- (答 1) 第三者的監視組織の設置については、タスクフォースの中間取りまとめにおいて今後の課題の一つとして挙げたものであるが、文部科学省としては、諸外国における取組の状況も参考にしつつ、その要否も含めて検討してまいりたいと考えている。
- (問 2) ガイドラインの見直しの中に、不正事案の公開として不正行為を行った研究者の氏名の公開等が記載されているが、ここまでやる必要があるのか。不正行為が発覚した研究者は、研究費の使用停止等の社会的制裁を既に受けているわけで、更に追い打ちをかけて研究を続けられなくなるほどの制裁を加える必要があるのか。
- (答 2) 現行の「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」においても、調査機関は、不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表することとしており、公表内容には、少なくとも不正に関与した者の氏名等も含まれることとされている。しかしながら、先般行われた協力者会議においても、各機関において氏名の公表を行うに当たっては、事案の性質や原因等も踏まえ、慎重に判断することが重要であり、公表する場合は、確実に不正行為が行われたと認定された後など、適切な時機に行うものとすべきであるとされたところ。協力者会議にも、日本学術会議から御推薦をいただき、法律に詳しい専門家にも入っていただいているので、引き続き慎重に検討していただきたいと考えている。
- (問 3) 研究の不正行為に関するガイドラインの見直しとしては、具体的に研究者・機関に対してどのような措置を考えているのか。しっかり腰を据えて対応を行うため十分な予算を付けて取り組んでいく必要があるのではないかと考える。
- (答 3) 平成 26 年度概算要求において、「研究不正の防止に向けた取組」として、6100 万円を計上しているところ。具体的には、平成 24 年度に「大学間連携共同教育推進事業」に選定された、CITI Japan プロジェクト（「研究者育成の為に行動規範教育の標準化と教育システムの全国展開」）を引き続き支援するため、研究倫理教育プログラムの開発支援のための経費として 5600 万円を計上するとともに、新たに、研究倫理に関する調査研究のための経費として、500 万円を計上しているところ。内容については、今後詳細を検討していく予定。
- (問 4) 文部科学省における検討事項の中には、不正事案が発生した後の事後対応が触れられていないが、そのあたりのことは今後検討されないのか。
- (答 4) 第 1 回目の協力者会議では、各機関において不正事案に関する調査を行う調査委員会に、調査の透明性を確保する観点から第三者委員を入れること、各機関の規程において調査期間の目安や上限を定め対応すること、不正行為に関する調査結果の国への報告や不正事案の各機関における公表の在り方等についても、基本的な方向性が示されたところ。今後の協力者会議においても、引き続き、具体的な議論をしていただけるようにしていきたい。
- (問 5) 第三者的監視組織の具体的なイメージと、日本学術会議に求めることを伺いたい。

(答5) 繰り返しになるが、第三者的監視組織の設置については、タスクフォースの中間取りまとめにおいて今後の課題の一つとして挙げたものであるが、文部科学省としては、諸外国における取組の状況も参考にしつつ、その要否も含めて検討してまいりたいと考えている。今後に向けた大きな課題と位置付けており、直ちに結論を出すというふうには考えていない。また、日本学術会議におかれては、研究活動における不正行為への対応は、まずは、研究者自らの規律や研究者コミュニティ、大学・研究機関の自律に基づく自浄作用としてなされるべきものであることを踏まえ、そのためにどうしたらよいのか、学術会議としてどのような観点から御協力いただけるのかといったことについて知恵を貸していただきたいと考えている。

(問6) 「不正」の線引きが曖昧であり、例えば、不正行為のグレーゾーンを誰がどの段階で行い、どの行為を文科省に報告するのかといったことが大学によって異なっているのが現状。結局、不正行為の線引きは文部科学省にはできないからと、まず当該研究機関で判断しなければならないことになるような感じがする。しかしそうすると、機関毎に何が不正かの判断が異なり、処分の結果に不平等が生じてくる恐れがある。その不平等をなくすための調整を事前に行っておかないといけないのではないか。

(答6) 研究費の不正使用について言えば、研究費不正使用の手口を当該機関において物証等で判断してもらい、各機関における調査委員会等での判断の結果を文部科学省に報告してもらうことにしている。文部科学省は調査機関ではないので、現在はその手続きで問題ないと考えている。なお、不正行為についても、各大学・研究機関の規程において不正行為の定義等が定められており、具体的に不正行為に該当するか否かの認定については調査委員会が行うこととしている。

(問7) 研究の競争環境が厳しくなっている中、公益通報制度を設ければ他の研究者を貶める者が出てくるなど、研究者を取り巻く環境が益々厳しくなってしまうのではないか。

(答7) 現在の協力者会議においては、「公益通報制度」といったものを設けることについての議論はなく、現行のガイドラインにも盛り込まれている、告発窓口の設置及び周知の在り方についての基本的な方向性が示されたところ。なお、協力者会議の委員からも、ガイドラインの見直しや運用改善に関する全体的な検討の方向性として、研究の質の向上を図るとともに、研究者自身の身を守り、自由な研究活動を保証する観点からも、各機関や研究者コミュニティの自律に基づく自浄作用として、不正行為への対応や倫理教育の強化を図ることは重要であるとする、前向きな打ち出し方が必要ではないかという御意見があったので、このような指摘も踏まえつつ、検討をしてみたいと考えている。

(問7') ピアレビューが論文不正の防止に前向きな手法で役に立っている一方、悪意のある研究不正はそういったピアレビューのような仕組みをくぐり抜けてしまう。ここで議論すべきは、善意の研究に対する事前規制ではなく、悪意に基づく不正にどう対処するのかということであろう。

(問 7′′) 今、日本の研究不正の状況が世界から見られていることについて危機感を持って認識する必要がある。

閉会

大西委員長より、次回の開催は 12 月 17 日であることを周知し、閉会した。

以上